平成２５年（再ロ）第９号

大阪府岸和田市岡山町810番地の119
再生債務者　合谷　匡史
1　決定年月日時　平成25年12月25日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年１月22日まで
4　一般異議申述期間　平成26年１月29日から平成26年２月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第９号

千葉県船橋市宮本８丁目22番14号
再生債務者　大村由紀子（旧姓市瀬）
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年12月10日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年１月16日まで
平成25年12月20日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（再ロ）第１３号

神奈川県大和市中央３丁目３番27―102号
再生債務者　関根　満
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年12月17日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年１月17日まで
平成25年12月25日
横浜地方裁判所民事第３部

平成２５年（再ロ）第１号

兵庫県丹波市市島町北奥337番地１
再生債務者　大内喜代子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年12月13日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年１月22日まで
平成25年12月25日　神戸地方裁判所柏原支部

会社その他の公告

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ジュノ（住所岐阜県岐阜市茶屋新田三丁目二八番地の一）に対して当社のホテル事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。
この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十六年一月九日
岐阜県関市平賀町一丁目四番地
有限会社あさえもん
代表取締役　塚原　芳博

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
組織変更後の商号は株式会社イデアとします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十六年一月九日
東京都足立区綾瀬四丁目二二番七号
合同会社イデア
代表社員　篠崎　猛

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九億円、利益準備金の額を四千万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
http://www.printemps-ginza.co.jp/
平成二十六年一月九日
東京都中央区銀座三丁目二番一号
株式会社プランタン銀座
代表取締役　笹岡　寛

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年一月二十四日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記録された株主をもって、平成二十六年二月十九日開催予定の臨時株主総会および当社Ａ種種類株式を有する株主を構成員とする種類株主総会における議決権を行使することができる株主と定めましたので公告いたします。
平成二十六年一月九日
東京都台東区東上野二丁目一八番一〇号
日本電動式遊技機特許株式会社
代表取締役　徳山謙二朗

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年一月二十四日付で当社の発行する全ての株式につき株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
なお、同日に当社の株券は無効となります。
平成二十六年一月九日
千葉県千葉市美浜区新港七四番地
株式会社開拓公社
代表取締役　鈴木　有二

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年一月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
なお、同日に当社の株券は無効となります。
平成二十六年一月九日
京都市中京区室町通錦小路上る山伏山町五五〇番地の一
株式会社ピノス
代表取締役　小澤　博史

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年一月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
なお、同日に当社の株券は無効となります。
平成二十六年一月九日
大阪市北区豊崎二丁目一一番一二号
株式会社トヨサキ
代表取締役　福本　俊祐

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年一月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
なお、同日に当社の株券は無効となります。
平成二十六年一月九日
沖縄県那覇市天久一丁目一八番二号
株式会社ビージーエム沖縄
代表取締役　大城　昌敏

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である竹内健一朗が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十六年一月九日
東京都千代田区神田錦町三丁目二一番地
フォークエスト・カンパニー・リミテッド
日本における代表者　竹内健一朗

限定承認公告

本籍愛媛県宇和島市新町一丁目二〇七番地、最後の住所愛媛県西条市旦之上甲一八六番地
一　被相続人　亡　山﨑　豊昌
右被相続人は平成二十五年八月二十八日死亡し、その相続人は平成二十五年十二月十六日松山家庭裁判所西条支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年一月九日
愛媛県四国中央市上柏四　二階
限定承認者　山﨑　昌治

限定承認公告

本籍熊本県玉名市下一七〇〇番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　早木　光洋
右被相続人は平成二十五年九月三日死亡し、その相続人は平成二十五年十二月二十四日熊本家庭裁判所玉名支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年一月九日
熊本県玉名市玉名四五九九番地三
相続財産管理人　早木　壱文
熊本県玉名市繁根木七五番地九
右代理人　弁護士　秋吉　克洋

正誤

ページ	段	行	誤	正
			平成二十五年十一月二十七日（号外第二百五十五号）公布法律第八十四号（薬事法等の一部を改正する法律）	
			（原稿誤り）	
五〇	下	終りから一三	同法第二十三の二の二十	同法第二十三条の二の二十
			同年十二月十一日（号外第二百六十九号）公布法律第九十八号（産業競争力強化法）	
			（原稿誤り）	
五〇	下	二〇	同項第十四号	第十四号

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　一月九日付第四号三ページ●二十五年十月十七日付衆会第三号一六ページ●同日付政府調達第四号四〇ページ●二十五年十月一ジ（月極一部当り）の郵送料一、〇八四円

◉官報郵送料のお知らせ　十二月分

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部（配送料別）一三六円（本体一三〇円）